令和〇年（再）第〇〇号再生手続開始申立事件

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇民事部　御中

〒〇〇〇－〇〇〇〇　〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

申立人代理人　弁護士　　〇　〇　〇　〇 印

 〇〇法律事務所（送達場所）

ＴＥＬ　〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

ＦＡＸ　〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

再生債権に基づく強制執行手続中止の申立書

　　別紙当事者目録記載のとおり

目的不動産　　別紙物件目録記載のとおり

申 請 の 趣 旨

相手方が申立人に対してなしている別紙物件目録記載の不動産に対する〇〇地方裁判所令和〇年（ヌ）第〇〇号強制競売申立事件の競売手続はこれを中止する。

との命令を求める。

申 請 の 理 由

１　申立人は，令和〇年〇〇月〇〇日御庁に対し，民事再生手続開始の申立てをなし，現在頭書事件として審理中である。

２　申立人は，前記目的不動産を有しているところ，相手方は再生債権たる貸付金債権につき債務名義を得て，令和〇年〇〇月〇〇日不動産強制競売の申立てをなしたことから，現在申請の趣旨記載の事件としてその競売手続（以下「本件競売事件」という）が進行し，近時その入札期間，開札期日，売却決定期日が下記のとおりに決定された。

記

入札期間　　　　令和〇年〇〇月〇〇日から同年〇〇月〇〇日まで

開札期日　　　　令和〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時

売却決定期日　　令和〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時

３　しかしながら，本件競売手続が完了してしまうと，開始決定までに申立人の財産が減少し，他の再生債権者との間で不公平が生じるばかりでなく，目的不動産は申立人の工場施設の敷地および工場建物であり，今後の事業継続をするうえにおいての必要不可欠な資産であるから，申立人の再生計画そのものが成り立ち得ない。

４　また，前記したとおり本件民事再生の申立てについては再生計画認可の見込みがないなど民事再生法25条の申立棄却自由も存しないため，近々にも御庁よりその開始決定を得られる見込みもあることなどから，相手方に不当な損害を与えるおそれはない。

５　よって，民事再生法26条１項に基づき本申立てに及んだ次第である。

１　不動産登記簿謄本　　　　　　　　　　　〇通

２　強制競売開始決定　　　　　　　　　　　〇通

３　入札期日等の通知書　　　　　　　　　　〇通

４　写真撮影報告書　　　　　　　　　　　　〇通

５　報告書　　　　　　　　　　　　　　　　〇通

以上